

# 各地の便り

## 愛知県における家畜排せつ物処理対策について

愛知県農林水産部畜産課環境・経営グループ 杉本篤紀

### 1. 愛知県のあらし

愛知県は日本列島のほぼ中央にあり、三重、岐阜、長野、静岡の各県に隣接するとともに、南は太平洋に面し、伊勢湾、三河湾を臨む。県土面積は、5,155km<sup>2</sup>で国土の約1.4%を占め、全国で28番目の広さである。全国的には都市的土地利用の進んだ地域となっているが、大都市圏を抱える県としては森林や農地の割合も高い。気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受けて全般的に温暖で、温候期高温多雨・寒候期小雨乾燥型といえる。

### 2. 愛知県の農業

本件の総農家戸数は96,960戸で、農業就業人口(販売農家)は122,790人。農業産出額は、3,372億円で全国第5位。品目別農業産出額の都道府県順位を見ると、園芸、畜産部門では、全国でも上位を占め、中でも花きは昭和37年以来、全国第1位となっている。

### 3. 愛知県の畜産の特色

愛知県の畜産は、県農業粗生産額の約1/4を占め、全国10位の有数の畜産県である。

愛知県の畜産が発展したのは、①名古屋市を取りまく商圏をターゲットとした畜産物の需要構造、②古くから穀物を利用した醸造業や食品産業が発達しており、これらから排出される食品副産物を飼料としての利用、③名古屋港や三河湾という良港に恵まれ、配合飼料工場の立地条件が整い、流通飼料が比較的好条件で入手できるなどの要因によるところが大きい。(表1)

表1 愛知県の畜産農家戸数及び飼養頭羽数  
(平成15年2月1日現在)

畜種	戸数	頭羽数	1戸当たり飼養頭羽数	全国順位
乳用牛	650戸	53,200頭	65.4頭	7位
肉用牛	590戸	62,400頭	105.8頭	16位
豚	340戸	387,000頭	1,138.2頭	7位
鶏	340戸	7,946千羽	23,371羽	3位

### 4. 愛知県の家畜排せつ物法完全施行に向けた取組

#### (1) 未対応農家に対する指導

愛知県では、平成13年度までは、各種リーフレットの作成、研修会の開催、農家の巡回指導等により、畜産農家に対し家畜排せつ物処理施設の整備を促してきた。

平成14年度より「家畜ふん尿処理施設のない農家」、「処理施設が不足している農家」に対し立入検査員(家畜保健衛生所)による立入検査を実施し、法律に準じた手法により指導・助言票を交付し、改善計画報告書の提出を求め、家畜排せつ物処理施設の設置を指導している。

また、改善計画内容が実行のあるものとするため、県農林水産事務所農政課・農業改良普及課等で組織する地域指導班によるアフターフォローも併せて行っている。(表2、図1)

表2 家畜保健衛生所の指導助言票交付状況  
(H15年11月末)

指導農家の区分	指導助言票交付数		
	H14	H15	合計
処理施設がない農家	248	32	280
処理施設の不足農家	20	77	97
合計	268	109	377

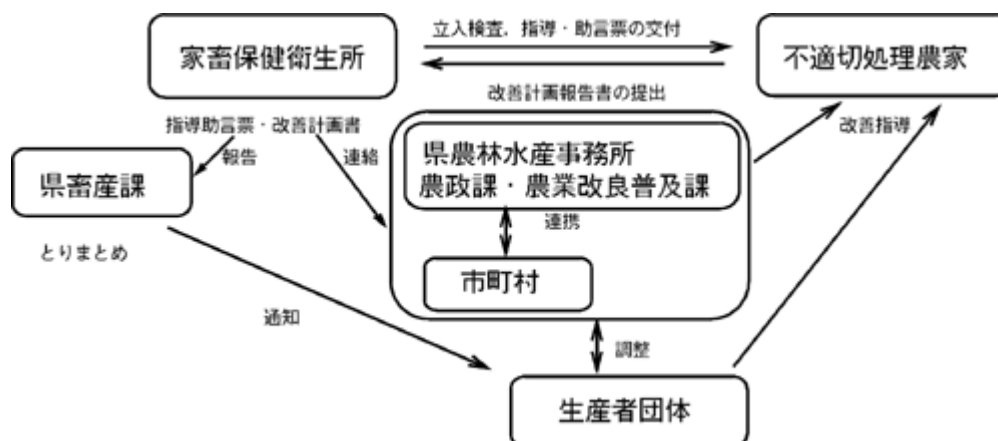


図1 未対応農家に対する指導体制

## (2)「畜産環境保全指導強化地域」と「畜産環境保全指導特別チーム」

今年度、処理施設の進捗状況が十分でなく、畜産環境汚染問題が市町村の区域を越え、広域化・深刻化している地域など、特別な指導を要する地域を「畜産環境保全指導強化地域」として指定し、県関係機関に加え、市町村及び生産者団体の参加を得て、「畜産環境保全指導特別チーム」を編成し、定期的な巡回等指導を強化しており、現在5地区を指定しているが、一部に環境保全意識の向上、施設整備等への取組が出てきている。

## (3)簡易対応について

本県は、都市化、混住化が進展している状況下において、畜産経営を安定的に継続するために「恒久的な処理施設整備」が必要であるため、これを指導の基本としている。シート等を利用した簡易処理施設で整備するには、適切な利用手法が必要であるため、県関係機関でワーキンググループ設置し検討を行っている。

処理施設としてのシートを利用は、低コストで設置できるもののかなりの管理労力等が必要であり、管理が適正に行われない場合には二次的な環境問題を引き起こす可能性もある。

したがって、利用希望農家に対して適正な利用を促すためには、十分な説明と理解が必要であるため、今後実施をする処理施設未設置農家の立入指導に際して、関係機関と十分協議の上対応することとしている。

## (4)環境情報連絡会議の開催

平成11年から環境情報連絡会議(通称:月例会)を月1回を目途に開催してきた。

県関係機関と生産者団体で構成され、その名の通り畜産環境に係る情報を伝達し、地域での畜産環境の問題事例解決事例を協議することで、関係者と畜産環境情報の共有化を図っている。

## (5)平成16年11月1日に向けて

現在、平成16年11月家畜排せつ物法完全施行に伴い、不適正事例に対する指導の公平が

つ適切な対応が円滑にできるよう、家畜保健衛生所の実務担当者による「家畜排せつ物法に係る行政指導処分に関するワーキンググループ」を設置し、平成12年度策定の事務要領等の見直し作業の実施及び手引き書の作成を進めている。

## 5. 今後の家畜排せつ物処理施設の整備対策

施設整備に対しては前向きな農家と消極的な農家の2分化の傾向も散見される。

家畜保健衛生所による指導助言票交付農家は377戸となっており、これらの農家に対し施設整備を精力的に推進するとともに家畜排せつ物の適正管理及び利用の拡大を継続的に指導していくこととしている。

特に、処理施設未所有で対策未着手の農家については、生産者団体との連携による指導の強化で施設整備へ誘導し、平成16年11月には、経営継続を希望する県下全て畜産農家で家畜排せつ物の適正な管理が行われるよう願っている。